

議会議員政治倫理審査会（第1回）

日 時 令和6年1月9日（火）

審査会設置後

場 所 府中町議会議事堂 第1委員会室

議 事 日 程

- 1 委員長の互選について
- 2 副委員長の互選について
- 3 審査会の確認事項について
- 4 政治倫理基準違反について
- 5 政治倫理基準違反の審査請求について
- 6 次回審査会の日程と出席要求議員の決定について

府中町議会議員政治倫理審査会資料 1 (審査会には必ずお持ちください)

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

府中町議会議長 梶川 三樹夫 様

審査請求議員 代表者

木田 圭司
川上 翔一郎
力山 彰

二見 伸吾
橋井 肇
西山 優
益田 芳子
山口 晃司
児玉 利典

下記の議員については、府中町議会議員政治倫理条例（以下、「政治倫理条例」という。）第 3 条に規定される政治倫理基準に違反する疑いがあると認めますので、政治倫理条例第 4 条の規定に基づき、議員の連署をもって審査の請求をいたします。

1. 審査対象議員

田中 伸武 議員

2. 違反する疑いがある規定

政治倫理条例第 3 条第 1 号 町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し町民の疑念を招くおそれのある行為をしないこと。

同条第 4 号 職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

3. 同条例第 4 条に規定する当該違反を疑うに足る事実を証する資料

別紙 1 ～ 3 のとおり。

別紙 1

田中議員は、令和2年の府中町議会議員選挙当選以降、自らの主張に不都合な法や会議規則、規定等を遵守しないよう議会事務局職員に要求し、それが受け入れられないと強要又はパワー・ハラスメントを行った疑いがある（別紙2）。

府中町議会は、議会として、また各議員が、当該行為をやめるよう努力を続けたが効果がないため、有志議員により政治倫理条例に定める基準違反について審査請求するもの。

参考 1 府中町議会としての対応

1. 令和2年11月10日 議長室

パワー・ハラスメントと思われる事態が続くため、正副議長が田中議員と面談し、議会事務局職員へ謝罪する機会を設けた。

田中議員は、議会事務局職員に謝罪した。

2. 令和2年12月9日 議会運営委員会

委員会冒頭に、議会運営について委員長から、議会運営のルールへの尊重と遵守すること、及び議会事務局職員に対する長時間の威圧的な言動が繰り返されていることを問題とし、パワー・ハラスメントを疑われるような言動を行わない、ということ、また、議会にこれらを許す者はない、との確認があった。

なお、これは同年12月定例会において、委員長報告されている。

3. 令和3年1月21日 議会運営委員会

なおパワー・ハラスメントと思われる事態が続くため、政治倫理条例に規定する議員が遵守しなければならない倫理基準には、合同訓令に規定する不当要求及びハラスメントの行為を含む、とする申し合わせ案を可決する。

4. 令和3年2月19日 全員協議会

上記3. の申し合わせについて決定する。

なお、当該全員協議会の決定に対し、田中議員が議会運営委員会へ提出した調査申出については、同年５月３１日の同委員会において、当該全員協議会では地方自治法や会議規則に反する運営はなかった、と結論した。

参考２（別紙３） 令和３年８月５日、初当選議員間で共有されたＬＩＮＥ上のやり取り（ＬＩＮＥグループ名「２０２０年初当選組」構成者数７名）。なお、対象議員以外の氏名及び絵文字を除いて写し変え、最終文の写真を添付する。

日 付	概 要	同席等議員
令和2年9月28日	議長立候補制を求める申し入れ ・午前中田中氏から事務局へ電話。午後から新人議員を連れ、議長立候補制を取り入れる申し入れをすること、了承する。が、申し入れといったような話し合いではなく、いきなりできるはずだから導入しろと声を荒らげて一方的に要求を始める。できない理由を資料により説明するが、「それは関係ない」と受け入れを拒否。理由は示されなかった。	坂田氏・斎藤氏(田中氏を含め、いずれも任期前)
令和2年9月29日	議長立候補制を求める申し入れ2 ・2期以上の複数の議員から、新人議員が議長立候補制について要望に来たがどうかということかという連絡が事務局に入る。夕刻に田中氏来局。議長立候補制についてできないというのなら根拠法を示せと強く要求があり、法律の根拠ではなく、そういった新しい制度を取り入れることを決定する議長が不在の状態だからできないと説明する。田中議員は、できないというな、やる方法を探せと興奮した様子で大きな声を出す。説明するが聞き入れない。途中から話がかわり、議員の自己紹介のための休憩ならざるはずと云うことなので、休憩なら動議を出してほしいと話す。	山口議員・二見議員
令和2年10月5日	初当選議員研修会 ・初議会に向けた初当選議員の研修会。事務局員の説明中、急に前後に何の脈絡もなく田中議員が「今夜12時まで議論するか」などと挑発的な発言があるが、意味や目的が不明のため事務局員は拒否する。そのほか、事務局職員を名指しして「あなたにはがっかりしている」といった発言をする。また、前回の初議会の議事次第を参考資料として配布したところ、今回使用する議事次第を出せと要求し、説明するのに資料が出せないのはおかしいと主張する。事務局の説明は受け入れられない。他の初当選議員からは、研修にならないと苦情が出る。なお、議会に日本語がわかる議員がいるとは思えん、などという発言もあった。	新人議員は出席。別室で傍聴していた議員も存在。

令和2年10月7日	初議会前日 ・午前中、臨時議長の予定の斎藤議員に当日の流れを説明する。斎藤議員はこれから田中議員に会うとのことなので、当日田中議員が動議を出すのに適当な場面を文書に示し、田中議員に渡すよう依頼する。田中議員15時頃来局。斎藤議員が渡した文書を持ち、明日の初議会には動議ではなく議案を出すとのこと。初議会は臨時議会であり、地方自治法第102条の規定により、臨時議会では町長が告示した議案以外を付議することは違法状態になると説明するが、納得しない。文書にしたほうが斎藤議員もやりやすいとか、小六法に記載される「行政実例6」を見つけ、それを根拠に、こう書いてあるからできると主張する。それは「会議自体の進行に必要なもの」の話であり、議長立候補制とは関係のないことと説明するが、議長選挙に必要なことから主張し、事務局の言うことに納得しない。2時間ほど押し問答が続く、法に抵触する恐れがあることを不当に強要していると判断し、事務局から退室を願ったところ、自分も忙しいのだと主張してそこからさらに1時間ほど押し問答が続く。 そこへ偶然通りかかった山口議員が「これを出します。」と言って議案と称する文書を示す。事務局は山口議員が在室していることから、「事務局は、自治法に抵触する恐れがあるとして反対したが、それにもかかわらず提出した」ことを田中議員本人に確認し、責任の所在を明らかにしたうえで了承した。	山口議員
令和2年10月13日	初当選議員研修2回目 ・議会運営要綱の説明をしたところ、田中議員が一般質問は議員の権限なので、規定のような所属委員会により提出できる一般質問が制限されるようなことにはならないし、事務局にはそんな権限はないと発言する。事務局は、議会が了承して決めた要綱なので各議員にも遵守してほしいし、要綱がある以上これを守るよう議員に注意する義務は事務局にあると反論するが、事務局に法的な権限はないと認めるところだったので、法的な権限はないと認める。すると、田中議員は「地方自治法も会議規則も、罰則がないものは守らなくていい。」「正義のためなら法律なんか少々破ってもええ」などと主張をし始める。他の議員がこれは研修会なのだからと意見するが聞き入れない。 また、初議会での事務局長あいさつについて、議員に気軽に立ち寄ってもらえるような事務局にしたいということだが、それに間違いはないかとの質問があったので、議会前や委員会前は忙しいので、(自分の意見を通すために)2時間も3時間も事務局へ居続けることはやめて欲しいというところ、それでは自分(田中議員)が事務局員の依頼で斎藤議員のところへ行き、翌日議員提出議案が出ることを説明しているとき、お前は何をしていたか、ふらふらしている山口議員と共謀して動議を阻止する算段をし、陰に隠れてこそこそ力山議員に別の動議を出すよう説明したではないかと言う。事務局としては別にやましいことをしたわけではなく、議員が出そうという動議について、議事進行上影響がある臨時議長に予め説明するのはあることで、山口議員にこれを出しますと見せたのは当の田中議員で、当然あれは何かと山口議員は事務局に聞き、自治法に抵触する可能性がある議員提出議案だと事務局は説明する。普通の議員ならそれを止めようと相談するだろうし、相談があれば事務局は当然答える、と説明した。	新人議員は出席。別室で傍聴していた議員も存在。

令和2年10月16日	傍聴について ・この日の臨時会終了後、昼休みに田中議員が来局。来週から各常任委員会を傍聴したいが議員特例があるかとの質問。議員の特例はなく、一般と同じと回答する。と、当町では委員会の傍聴を別室で聞かせるが、あれは傍聴ではないと言いつつ、委員会室に余裕がないため別室で聞かせるという。委員会の傍聴は委員長の許可が必要で、委員会室に入れるかどうかは委員長の判断だが、過去には二見議員が決算の際に同室で傍聴したことはあると説明する。と、突然怒りだし、議員特例のことを聞いているのに一般と同じとかわけのわからぬことを言うなど怒鳴る。事務局員は何を怒っているのか分からなかったが、最初から同室していた二見議員が事態を見かねて、二つの話を混同しているのは田中議員のほうで、事務局は最初から議員の特例はない、一般傍聴と同じで委員長の許可が必要と一貫して説明していると発言される。田中議員は納得しない様子で、議員特例があるはずだ、傍聴しに来ると言い捨てて退局した。 なお、府中町議会会議規則に、委員会傍聴の議員特例の規定はない。	二見議員
令和2年11月4日	会議録作成用の録音について ・夕刻田中議員が来局。初議会の時の会議録作成用録音を聞きたいとの申し出があったので、議長と相談させてほしい旨回答すると、血相が変わり、すぐ議長に電話しろと怒鳴る。議員が聞きたいと申し出ているのだから、それを止める権限はないはずということなので、申し合わせで録音は例外的に議会報特別委員会の委員が記事作成の必要があるときに聞けるだけで、それ以外は聞けるようにはなっていないと説明したうえで議長に電話をかけ、田中議員が録音を聞かせよう要求していると伝えた。その際、議長が単独で要綱改正することは難しいので、議会運営委員会へ諮問すればどうかと提案した。田中議員は電話で議長に対し、録音を聞かせると事務局員に言えばそれで済むと主張していた。その後、興奮した様子の田中議員が、事務局で議員の知る権限を制止している、とか申し合わせが間違っているなどと騒いだ。	益田議長
令和2年11月10日	田中議員の謝罪 ・09:45頃から議長室で正副議長が田中議員と会談する。10:45頃副議長に呼ばれ、議長室に入室すると、田中議員から事務局内の振る舞いについて謝罪を受ける。そこで、事務局としては法令等を勘案して議員の意向どおりにならないこともあり、「できません」と回答することがあることを了解しておいてほしいと依頼するが、それは了承できないとのことだった。	益田議長・児玉副議長

令和2年11月24日	委員会事務調査申し出の提出1 ・田中議員が議会運営委員会委員長に対して、閉会中の事務調査ということで、「情報公開条例の改正について」と「議会運営等の申し合わせ・慣行の見直し(議会改革)」の2件が提出され、議会運営委員会委員長と相談。このうち、前者は情報公開条例を調査・研究して必要があれば改正案を議員提案する、というもので、これが議会運営委員会の調査対象とは思われず、また、後者はその他を含め、10項目を調査研究し、申し合わせの改定、廃止、慣行の見直しを図るというもので、多様な内容をまとめたものとなっていた。このため、前者は田中議員が一般質問を行うことが適当と思われ、また、後者は審議が困難なため、事務調査事項を1件ごとに分割して提出してほしいと田中議員に委員長から伝えることとなった。 なお、田中議員は、調査申出書を提出するに際し、「これで事務局は休む暇はないでえ」と発言した。	梶川議員
令和2年12月2日	委員会事務調査申し出の提出2 ・この日の建設委員会終了後、議会運営委員会委員長が、田中委員に対し、提出のあった閉会時の調査申し出について、1件ずつに書き直して提出するよう依頼したところ、田中議員は、委員長が議事整理権で対応すればよいと主張して押し問答になる。委員長が、1議事1議題の原則から審議するのは難しいから(理由は不明)、委員長が議事整理で何とかするかというわけではないと言うのに対し、田中委員はそれは難しいから(理由は不確か)、委員長が議事整理で何とかするかというわけではないと主張する。40分ほど押し問答のところ、二見副委員長が通じ出を受理しないことが考えられると話した。これに対し、田中委員はそうならば抗議することだった。 田中議員は昼休み時間中頃に退局。	梶川議員・二見議員
令和2年12月2日	一般質問申出書書式について ・上記記事と同日の13:15くらいから1時間程度。田中議員が来局。一般質問の様式はオフィスのワードに対応していないので、様式によらず独自に提出すること。 事務局は、手書き様式のままなので面倒をかけるが、議員平等の原則もあるところ、問題提起されるのは良しとして今回は様式どおりにしてほしい、については事務局が清書してもよいと申し出るが、拒否される。事務局が受け付けられればよいとのこと。様式が違うものを受け付けるわけにはいかないから、議長と話してくれと言う。と、同じ話を繰り返し要求するので、事務局として話すことはもうないので、後は議長と話してほしいと言ったところ、結局同じことを繰り返し要求されるので、これ以上事務局が話すことはないとしあげたところ、田中議員は事務局内で反故紙に要求内容を自書し、文書で提出した。	山口議員

議会運営委員会における委員長の宣言

・この日、議会運営委員会の冒頭で、委員長が議会運営ルールの尊重と遵守について、及び事務局職員に対する長時間威圧的な言動を繰り返す行為について、議会運営委員会も議会も許す気がないことを確認した。田中議員はこれに対し、これは私のことですね、後で文書でくださいと述べ、委員長が確認した内容の文書を持ち帰った。

この委員会では、田中議員が提出した「正副議長選の所信表明会の開催」についての審議が行われたが、申出書は「ポストの取り引き」、「多数派工作」、「不透明な談合」「ブラックボックス」といった言葉が並ぶが調査申し出内容が不明瞭であり、田中議員に再提出を求めるといった結果になった。

議会運営委員会終了後、田中議員が来局。議運の招集の時には自分の調査申出書の内容については触れていないが、今日の議運で議題に上がったのは追加されたからかと聞くため、事務局が最初から議事次第に載っているのかで追加日程ではないと答えたと答えたところ怒りだし、追加されないのになぜ議事次第に載っているのか言う。最初から載っているからだとすると、わけのわからないことを言うと言うとさらに怒る。最初の招集には載っていないのに議事次第に載っているのはなぜかと聞くので、それは委員長が議題として取り上げたからだということ、最初からそう言え、追加なんて普通の日本語だとのこと。

なお、事務局の説明は、議会運営委員会の招集時に陳情や議員提出議案がすべてそろっているわけでは無い(申し合わせにより委員会前日が締め切り)ので、通常、招集文には議事次第の詳細な内容は記載せず、当日配布する議事次第に掲載している。また、議事の途中で発議や動議で追加されるのが追加日程(議題)なので、田中議員の調査申し出の審議は、追加日程ではない、という意味。

前段は全議会運営
委員会委員

令和2年12月9日

令和2年12月10日	手渡さなかった件について ・午前中田中議員が来室。昨日の議運で再提出となった調査申出書の提出とは別に、自分が提出した議運の調査申出書をコピーしてほしいとの申し出。事務局員が応じると、自分が提出した調査申出書を委員長に手渡さなかった理由を言えとのこと。意味不明のため局員が聞き返したところ、委員長は申出書の中身も知らなかった、なぜ手渡さなかったか理由を言えとのこと。議運の前日には正副委員長説明をしているから、委員長にも目を通してもらった、調査申出書は通常事務局で保存していると説明したところ、委員長に自分のコピーを渡したら、お礼を言われた、委員長は持っていない、とのこと。それで自分のコピーがなくなり、冒頭のコピーをとれとの話だったらしい。また、なぜ自分の質問に素直に回答せずに逆に質問して話をばぐらかすのか、質問しているのはこっちだとのことなので、局員が、質問に正確に答えようとすると質問の内容を確認する必要もあると言いが聞かされず、それならコピーをくれといわれなかったから渡さなかった言えばいい、そんな簡単なことが何でできないのかと言いつつ、申出書を手渡さなかった理由を言えといきなり質問されたら、何の話かと聞き返すのは当然でしようと言っても聞き入れない。 同席の全議員が田中議員を制止し、これ以上はパワハラになるといって止めない。別の事務局員が、あなたのこととは怖いんです、と発言したところ、田中議員は、私は人格を否定されたと言いつつ、また、事務局とこじれたのは、初議会の前の日に事務局へ来て文書で議案を提出し、これを受け付けたから臨時議長の斎藤議員のところへ議事の変更になったことを説明しに行けと言われて自分の仕事ではないが従ったのに、事務局員は力山議員にその議案を止める動議の説明を裏でこそこそしていた。人から聞いた、と言っている。議員が法律や議会の決まり事を遵守しないときは、コンプライアンス上、議会事務局は止めようとするし、止まらなければ関わらない。法の規定に触れようとするのだから議員が自分の責任でやるのが当然で、斎藤議員に説明するべきは事務局ではなく田中議員であると説明するが、聞いていない様子。1時間ほど在室。	山口議員・二見議員・梶川議員・児玉副議長
令和2年12月10日	不明 ・上記記事同日午後、田中議員が再度来局。事務局内で地方議会事務局提要求を読み、次いで貸してくれとの申し出がある。事務局は静まり返るなか、田中議員は局員席の隣で窓に向かって椅子の背に前かがみでもたれたる形にまたいで座り、事務局提要求を読んでいる異様な雰囲気。1時間程度在局したがその間この状態を保ち、その後議員控室へ移動した。	益田議長・児玉副議長

令和3年1月7日	委員会開催内容情報の事前収集 ・この日の全員協議会終了後、田中議員が来局。本日議席に配布した1月21日開催の議会運営委員会の開催通知に記載された付議事件について、これはどういう内容かとのことなので概略を説明し、これ以上は後日資料送付するといったも教えると言ってきた。 ・またまた同席していた梶川委員長に対し、「委員長名で通知して内容が把握していないのは無責任だ」と詰め寄る。「これは通知であり、内容についてはまだ吟味しているわけではない。」と事務局員が説明するが、「あんたは関係ない、話に入らな」というので、梶川委員長に「これはまだ通知だから個別の委員に詳細には説明できないことだ」と説明すると、「話に入ってくるから二人で話ができない、議員控室に行こう」と委員長を連れっていく。委員長は、これは議長諮問事項と説明したらしく、15分程度経過して田中議員が再度来局し、今度は議長に面会を求めた。議長はその時来客中であり、来客が帰られた後、田中議員を議長室に案内する。議長と田中議員は15分程度話をした。内容は、田中議員が議会運営委員会の付議事件を聞くのに対し、議長は、議員公平の原則から他の議員が知らない内容が委員会開催前に言うわけにいかない、後日資料送付するので、それにより了知してほしい、と話をしたとのこと。	梶川議員・益田議長
令和3年1月21日	失礼な発言 ・この日の議会運営委員会は、期末手当減額案が田中議員の異議で取り下げ、インターネット放送が継続審議（令和4年度開始を目的）、議長の所信表明会否決、倫理条例全会一致可決。休憩中に田中議員が委員長に対し、「委員長は副委員長と事務局の操り人形だ」と発言し、木田議員が「失礼だ」と指摘する。	議会運営委員会委員
令和3年2月19日	全員協議会（議員倫理条例の禁止事項にハラスメントを加える申し合わせの審議における反対） ・全員協議会。当日は議題が多く、本件の審議は一番最後で、その前に理事者の退場のため休憩を取り、議員だけで改めて審議に入った。議運委員長が説明して質疑に入ったところ、議員から即採決の議事進行に関する動議が提出され、賛成があり成立した。これを受け議長が動議を採決したところ可決された。動議に従い採決を行ったところ、申し合わせは可決された。田中議員は不規則発言を行って抗議したが、動議ではなかったもので取り上げられなかった。閉会後も議長や副議長に詰め寄り、事務局長にも「抗議する」と言い、翌日、議長へ文書で抗議した。その後、3月1日、正副議長と議長室で面談し抗議したが平行線となり、同日別途自説を書いた文書を議長に提出した。3月1日の議長室では、議長が動議を受けたのはいけない、自分が議長なら今後を考えて動議は受けたいと主張しているとのことだった。	全議員（3月1日については、益田議長と児玉副議長）

令和3年3月25日	委員会事務調査申し出の提出5	・15:30頃に田中議員が来局。議会運営委員会に対する委員会事務調査事項申出書を2通提出。人事案件の議会提出について、質疑、討論、採決の在り方について。このうち、人事案件に関するものの中で、「事前に当該者の容貌写真提供を求める申し合わせ」と併せて検討したいと書いてあるのか、どういう意味か事務局員が確認したところ、日本語で書いているものがなで分らんのかと怒り出す。その後、たまたま来局した児玉副議長に、会議規則第48条と第50条を知っているかと聞いていた。意味は不明。17時過ぎまで事務局で会議録を見ていた。椅子をすすめたが座らないとのこと。	児玉副議長
令和3年4月2日	議長室	・議会運営委員会終了後、田中議員が議長室へ来る。2月19日の強行採決についてとのこと。文書で回答をしろなど要求がある。議長は、反省がないと言われるのは心外で、意見が対立しており、議運へ調査申し出をしているならそこで議論しようというが、田中議員は、議員との対話を拒否するののかとの発言。事務局が「強行採決」の意味を聞いたところ、ウィギとのこと、プリントアウトしたのを見せようとウィギペディアの「強行採決」の定義には、「国会などで与野党による採決の合意が得られず、…」と書いてあり、質疑や討論に事前提出制をとっていない当町議会ではあらかじめ採決の合意を得ることはなく(あらかじめ議員が賛否を表明するような機会はない)、強行採決の概念が在りうるか聞くが、返答はなかった。また、全協の際の動議を問題視している様子のため、他の議員の動議を提出する自由を制限するつもりか聞くと、そうではないとのこと。30分ほど在室して帰った。	益田議長
令和3年4月26日	議長室2	・総務文教委員会終了後、田中議員が議長室へ入り、上記2月19日の全協を記した「府中町議会の強行採決問題」と題した文書を提出した。そのうえで議長に全協の議決について、抗議文に文書で回答はしないのか、反省はしないのか、議員との対談を拒否するのか、再びこのような強行採決をするのかと何度も問いただしていた。議長は、文書での回答はしないこと、田中議員の気持ちはわかるが運営上こうならざるを得なかったことを説明するが、同じ質問を何度も繰り返していた。30分程度在室。	益田議長

令和3年6月21日	・一般質問の提出のため田中議員来局。3部のうち1つが住民監査請求の審査中の内容そのものため、事務局員が「監査中なので十分な答弁が得られないかもしれない」というと急に声が大きくなり、「事務局員失格じゃあ」と、怒り出す。議長室に入り、議長に意見を聞く。議長が現在監査委員が監査中なので、理事者側が十分答弁できないかもしれないという、これにも怒り出す。議会は理事者と対立、追及するもので、応援するべきであり、議長の態度はおかしいとの主張。なお、受け付けないとは誰も言っていない。 また、前回の議運で田中議員の調査申し出に対し事務局が用意したのは反論であり、これが気に入らないとのこと。事務局としてはその時どういうことだったかを説明するのが主であり、調査申し出をしたのは田中委員なので、自説を証明するのは田中委員しかないと説明する。と、梶川委員長に委員会前に会って採決をするなど言ったのに…との発言があったので、自分の調査申し出について事前に委員長に会って議事進行について要求するのは止めたほうがいいのでは、と言うと、議員同士の話に何で事務局員が容喙するかとまた怒る。1030～1130くらい在室。	益田議長
令和3年7月29日	委員会のインターネット中継に関する意見 ・厚生委員会終了後に、二見議員、山口議員、田中議員が来局。田中議員の話は、8月5日の全協の場で委員会室のネット中継のことを議論したいとのこと。委員会の公開は自治法上の規定もないので、議運で委員会公開の議論をし、結論が出てからの話で、議運で議論もしていないのに全協には出せないと言っている。すると、補正予算で本会議場の工事をすると同時に業者に委員会室の工事もさせればいいと提案するということなので、議決した予算をほかの工事に「ついでに」支出することはできない、と説明する。するとまた2月19日の全協の決定が違法だと言いつつ、赤信号をみんな渡ってこれていいと言っているのと同じというものの田中議員の主張に対し、議運で協議した結果、あれは問題はなかったという結論になったはず、と山口議員が反論した。	山口議員、二見議員
令和3年7月29日	個人情報の目的外使用 ・この日の午後、田中議員が再度来局。8月5日の全協の後、災害対策特別委員会所掌の事務について議員の勉強会を開くということで、第1委員会室を予約する。次いでこの勉強会について全議員に通知しろというので断ったところ、各議員のメールアドレスを教えるとのこと。これは個人情報目的の目的外利用となる恐れがあるのでできないと回答したところ、邪魔をするなど怒り出す。	

令和3年7月30日	災害対策特別委員会の開催時期について ・昼過ぎに田中議員が来局。災害対策特別委員会を開かないこととした理由を教えろとのこと、委員長に聞いてほしいと回答。すると委員長に何を言ったか教えろとのこと、教えるにしても議論はしないと説明したから大声を出す。開催については委員長の権限なので、説明したら了解する話か聞くとやはり大声を出して「ICレコーダーで録音しろ」などとと言い出す。この後、委員長に話を聞きたいだけと話が変わったので、委員会では現地踏査を行いたい、今回の大雨で林道が崩れていること。委員会を招集してから開催までの時間がなく、6日は原爆の日で山の道を挟んでお盆になり、それを過ぎると9月定例会に向け理事者も忙しいこと、台風シーズンを迎えるので、日程的に10月末がよろしかろう、と話をしたという、反論があると言いつつ、初めに言った通り議論はしないと拒否したら興奮して何か言っていた。 事務局からは、この件を議論したとして、事務局が悪いという主張をされた場合、それは委員長判断の批判となるので情報提供はするが議論はしないと説明するが、田中議員は理解しない様子。	児玉副議長
令和3年9月27日	要望メールの転送拒否 ・午前中に田中議員が来局。先日事務局へ全議員へお知らせくださいと届いた太陽光発電の紹介メールについて、これを議員へ転送するときに事務局で判断したのかとのことだったので、全議員へ紹介してくれとのこと、全議員へ転送したと回答した。すると、こんなメールは要らない、事務局で判断しろとのことだったので、事務局は要望事項は全部転送するか全部転送しないかできず、現行ではまの声としての要望は全部転送しているので、要不要は各議員がしてほしいと伝えた。すると、先日の自分の勉強会の時は事務局は全議員への周知を拒否したのではないかと聞いたので、議員の政治活動はご自分で行うべきで、外部からの要望とは違うと伝えたところ、「事務局がそういう態度ならこっちは考えがある」と言って退局。	
令和3年10月4日	要望メールの転送拒否2 11:00頃田中議員が来局。メールの取り扱いについて。先日各議員へ配布依頼としてで事務局に届いたメールを転送した件についての苦情。名前しかわからん実在するかしないかもわからん電子メールは転送し、自分が依頼した有益な議員勉強会の議員あてメール通知を事務局が拒否したのはけしからん、電子メールでの要望の場合、住所と氏名と電話番号くらいは必要で、事務局が調査するべきとの申し出。9月27日の内容とほぼ同一。災害対策特別委員会の代わりに自分が開催した議員に有益な勉強会の通知を、転送の手間は変わらないのにしなかったのはけしからんとのこと。手間は同じかもしれないが、内容が違っていると反論するが、理解を得られない。その上で、暴力団から議員あてにメールが来たかどうかと聞くので、不法なものでない限り同様に扱うと答えたとところ、「便宜を図れ」と怒鳴って、12:10頃退局。	

令和3年10月7日	議長と面会要求 ・午後田中議員が議長に面会を求めて来局。この日は16時10分から広島市議会議長が来られる予定で、正副議長が在室であり、来客までならということに対応する。15時30分には市議会議長が町長室に来られたということで、15時45分頃市議会議長来室したので田中議員は退室した。16時頃市議会議長退室したところで、事務局員は正副議長から田中議員の提出した文書を示される。暴力団ならオッケーと記載があり、対応について正副議長から相談がある。	益田議長・西山副議長
令和3年10月15日	委員会等の日程開示について ・宮本災害対策特別委員長と打ち合わせした後、11:20頃田中議員が来局。災害対策特別委員会の日程を教えるとのこと。まだ決まっていないと伝えようと、検討している日にちを教えるとのこと、できないと答えることと怒り出す。山口議員と二見議員が同席。議員の勉強会をするのに日程が必要との主張なので、議員への情報提供は議員公平の原則で行い、特定の議員にだけ早く教えることはしないと回答する。同席議員もそりや委員長が納得せんと言ってくれるが、了承しない。事務局が親切ではない、自分とコミュニケーションがおりかしくなっていると言いつつ、議長と話をするといい座り込み、議長室から議長が出てきたところで議長に同じ意見を繰り返す。議長もそれは議員公平の原則から誰にも言わんではと云われるが、不親切とかコミュニケーションとか発言する。とにかく事務局は間違っていないと結論し、12:00、帰ろうとする議長を追うように退局。 14:00頃田中議員が再度来局。今度は12月定例会の日程を教えるとのこと、10日か17日招集と思われると回答する。この時は川上議員が同席していたが、今回は怒って大声を出すこともなく帰った。	益田議長・山口議員・二見議員 川上議員
令和3年11月19日	不明(嫌がらせ?) ・議会運営委員会終了後、午後になって西山副議長、狩野議員、山口議員、田中議員が来局。田中議員が午前中の議運の議題について話をし、委員会の申し合わせで資料無料になった経緯について事務局員Aに尋ねる。事務局員Aは、委員会資料は残っていないので答えられないという席を外した。田中議員は、「事務局員Aはすぐ逃げる」などと発言。帰席した事務局員Aに、田中議員は同じ内容の質問をしたが事務局員Aは返事をしなかった。その中で、委員長会議資料はなぜ無いか聞くので、何度も言っているが分からない、と答える。と本当にないのかと言うため、事務局員Bが、なら書庫を探したらどうですかと言うが、それはしない様子。その後何度か委員長会議資料がないことについて発言するので、狩野議員が、今の申し合わせが決まった時の状況をなぜそうまで知りたいのか、と田中議員に聞いたところ、何か分かるかもしれないなどと言い、その後同じ質問はしなかった。すると後突然、「事務局員Aは私に、もう帰れと言ったことがありますよね」と言い出した。事務局員Bが、「それはその前段があることでしょうか」とかなり強く言ったところ、黙った。	西山副議長・狩野議員・山口議員

令和3年12月8日	来年度予算説明 ・来年度予算については、予算特別委員会が審議する前、12月定例会の前に、全協が常任委員会の中で説明する。建設委員会においても、事務局員A及びBが来年度予算を説明したところ、田中議員が、昨日の厚生委員会の予算説明で議運等の旅費の要望が出ていたのでそのとおり増額しろと発言した。委員会行政視察の隔年度予算は、申し合わせで決まっているのだから議運で審議してほしいと事務局員が説明すると、田中議員は、予算を議運で審議するのはあり得ないと言う。事務局員は、議運で視察に行くかどうかを審議するので、それは結果的に予算に反映すると説明すると、答弁が変わった、信用できないと言いつつ、事務局員がそれでは言い直す、これから言うことでは了承してほしいと前置きし、議運では視察へ行くかどうか審議して、結果を予算に反映させることになると言いつつ、あんたさっき議運で予算を審査すると言ったじゃないかと言いつつ、事務局員は、説明のために言い直すと確認したし、ここでは予算の話をしており、予算のことを説明するためにそう説明したのだと言うが、聞き入れない。西委員長や児玉委員が事務局の発言を聞くよう申し添えても、最初の説明と違うと繰り返して、聞き入れない。事務局員は、これ以上説明することはないので委員長の許可を得て退席した。 なお、田中議員は、厚生委員会では出張旅費の繰り越しに全員賛成したと言いつつ、事務局員は寺尾委員と山口委員長との二人の意見だと反論したところ、反対していないので皆賛成したことになると主張した。なお、厚生委員会委員長はこの件に関し、委員会の意見を決定したわけではない。	建設委員全員
令和3年12月15日	議会運営委員長への発言 ・議会運営委員会終了間際、田中議員が発言を求めたが、閉会宣言の途中であり議事は終了しているので梶川委員長は指名しなかった。閉会宣言後、田中議員は大声で梶川委員長を呼び、「委員長！委員長！どんだけ大声を出しや聞こえるんか！」と繰り返して、委員会運営がおかしいと言う。で、事務局員が「委員長は発言を許可していない。委員長が発言する場面ではないと判断した場合は、発言できない。」と制したところ、あんたに話はないと委員長に詰め寄り、「わりや梶川ええ加減にせい！と思えますよ」とか、「事務局所近いんじゃけ家に行くよ」などと言いつつ、	梶川議員

令和4年1月5日	「同会の規定」の解釈について ・田中議員が16:50頃来局。1月27日開催予定の議員研修会の通知中の、「同会の規定により」との記載を、これは規定ではないと言いつつ、事務局側は「規定」で別に間違いないことを国語辞典や議長会からの通知をもとに説明するが、これは規定ではないとのこと。その中で「あなたの頭脳構造を疑う」と言い出したので、事務局員が「それは侮辱しているんですか」と聞いたら、いきなり「侮辱するんか言うて侮辱するんか」と意味の分からないことを大声でいう。帰り際に、議員を平等に扱うようお願いしない、馬鹿にされているかと返事をしたら、また大声を出す。田中議員によつて、事務局員に受け入れられない、馬鹿にされている感じがすること。事務局員がこれに対し、一般社会では議論の最中に大声を出してはいけないでしようと言つと、馬鹿にされたようでこつちも大声を出してしまうなどと、田中議員が大声を出すのは事務局側に責任があるかのような発言。 また、すぐ自分を事務局から追い出そうと言つと、同じ話を2時間もされたら業務上支障があるからそうせざるを得ないが、そう言つたのは1度だけと事務局員が言つと、田中議員が、違ふ、議長室からも追い出そうと言つと、議長室で大声を出したとそうします、と答える。ほかに議長やほかの議員の悪口を言い続ける。就業時間を超えたのでそう伝えるが、結局17:30近くまで事務局で文句を言っている。	同席議員はいないが、議長会事務局長に確認したところ、同会で事務局に間違いはなく、その後連絡してきた田中議員に同様に伝えたとのこと。
令和4年4月1日	西山副議長に対する発言 ・去る3月4日の3月定例会初日に議長が田中議員の議事進行を認めなかったもので、これについて田中議員が議長と副議長に議長室で話をしたことがあり、その時、また話をしますということだったん終わった件が続く。本日議長は所用により登庁しておらず、副議長が対応。14:50頃田中議員来局し、副議長と議長室で話を。が、田中議員が大声を出し始める。事務局には川上議員が所用で来局中だったが、30分以上田中議員の大声が続いたので、川上議員は議長室に入る。事務局員同行。話は3月4日の諸報告の議事進行についてで、議事進行を認めなかったのは問題だとする田中議員と、発言の許可は議長権限、という対立。平行線の議論は、田中議員が一方的に自己の意見を述べて、それに対して誰かが意見を言おうとすれば自分が発言中であるとして言わせない。客観的には田中議員自身だけ自由に発言して相手の発言を封じながら、自由闊達な意見を述べる議会に改革したい、と主張する、という形。なお、記者として30年議会を見たが、よそで議事進行を認めない例はほとんどないとの発言があったので、議長が発言を認めなかった場合、議事録にも残らないはずだがどうやって検証したのか聞くと、「議長の発言を議事録に残さないつもりか」と誰も言ってもないことで絡んでくる。田中議員の主張では、今回は「議長にいちやもんをつけに来た」とのこととで、その発言はまあろうと3人で言つたが、いちやもんつけるのが何で悪いという反応。その後も「副議長にいちやもんつけている」と改めて発言する。「議長権限の悪用」という発言があるので、認められている権限を使用して何が悪いのか聞くと、発言させないことが悪いので、議会は自由闊達に意見を…と繰り返してなる。16:35頃退室。	川上議員・西山副議長

令和4年8月29日	政務活動費条例の改正について ・10:30総務文教委員会直後に田中議員が怒って事務局に入ってきて、政務活動費条例を町長提出とするのはおかしいと大きな声で言う。何のことか分からなかったが、田中議員が言うには、議運は全会一致原則のほずで、自分は反対したのに議案になるのはおかしいとのこと。事務局員は、全会一致という原則はない、委員長発議、または過去の事例を確認したうえで委員長と協議して事務局が委員会に補足説明し、確認したうえで全会一致にすることはあるが、それが原則ということではないと説明するが、田中議員は納得しない。今回は全会一致によって決めることとは誰も思っていないし、委員会においても原則である過半数議決による議運の決定であり、各常任委員会で説明すること、町長部局から議案を提出してもらうことは議運で委員会資料にも掲載して説明済み、と委員会資料も見せるが、聞いていないの一点張り。木田議員が来局して田中議員をなだめようとするが、まったく効果がなく、そのうち木田議員に別のことを言い出して、木田議員とすれば、それが今何の関係があるのか、という話になる。以降同じことの繰り返しが続く。 事務局では、田中議員は、議運は全会一致が原則と誤解しており、自分が反対して否決したはずの議案を本会議に議案提出することになっている、さらには否決したはずの内容を、事務局が依頼して町長提出議案にした、事務局は怪しからん、という誤解をしているかと思われたが、こちらの言うことを聞かないので進展しない。 なお、狩野議員が在局中に、田中議員は事務局員に対し、「あんたは異常じゃ」と何度も発言している。	狩野議員・木田議員
令和5年9月8日	全会一致原則の主張 ・14:45田中議員来局。議員の身分や報酬に関する議案については、全会一致が普通だろうと聞くので、全会一致のようなことを何も説明せずに自動的に決めることはないもので、どのことを言っているのかと尋ねるが、田中議員は返答せず同じ質問を繰り返し返す。事務局員が、今回の議運で出した長期欠席議員の報酬に関する条例のことであれば、議員報酬を直接規定しているわけではない(長期欠席の場合の限定)ので、全会一致前提ではない、と答える。が、田中議員は、全会一致ならまだ協議をする必要があり、その上で全協で審議する必要があるがいくつかどうかまだ決まっていけないので、今後の話を聞いているのかよく分からない。事務局員は、全会一致とするかどうかまだ決まっていけないので、今後全協で協議するかも不明だが、そもそも全協で委員外議員の意見は既に聞いていると答えるが、田中議員に通じず、堂々巡りとなる。途中で二見副議長が来局して、一緒に聞いている。そのうち、また事務局員は議員に事務局を出て行けと言ったが根拠はあのか聞くので、出て行けとは言っていない、根拠は用意するので後日取りに来てほしいという、退局した。2時間以上在局。 なお、田中議員へ9月15日に「府中町不当行為等対策要綱」の写しを手交したところ、「これなら知っとる」「これは警察官じゃないと排除できない」などの発言があった。	二見副議長

LINEグループ「2020年初当選組」(7)

2021年8月5日(木)

田中伸武

本日は説明会ごくろうさまでした。資料だけでもありがたい。建設部は、何かあればまた、とのこと。14:34

(新人議員1)

大変役に立ちました!!有り難うございました!!14:54

(新人議員2)

幹事ありがとうございました。15:01

(新人議員3)

分かりやすい資料で勉強になりました。15:03

(新人議員4)

今日は良かったね(絵文字)

町内会でも話ができるな!!15:07

(新人議員5)

自由発言が本来の姿と思いました。本当にベリーグッド(絵文字)15:20

田中伸武

不思議なのは、先週(部長姓)部長と打ち合わせた時、「広テレの取材を受けた」と話してたこと。きょうの中国新聞飛び入りも同じはずなのに…。後で「議員には本音を話したいから」と釈明していたけどヘンです。事務局と何かあったのか。15:22

(新人議員5)

非公開の説明会なのかな?15:29

(新人議員4)

非公式だからじゃないかな?(議員姓)氏は何で帰っちゃったのかな?せっかく良い機会だ

ったのに？15:37

〔新人議員5〕

私も（議員姓）氏の退席は理解出来ないですね（絵文字）15:43

〔田中伸武〕

先程みくまり病院で2回目のコロナ予防接種。「1回目と同じべっぴんのT先生に打ってもらってよかった」と言ったら「私は看護師です」と笑われました。ウオントで「コロナール」は品切れ。エスエス製薬の「イブ」を買いました。あすの原爆慰霊祭、田中欠席なら接種のせいです。17:45

〔新人議員5〕

今日は、たぶん（絵文字）若い方は明日が熱が出るのと倦怠感！17:57

〔田中伸武〕

◆本日の勉強会について経緯◆

- ・7月14か15日・役場1階で（部長姓）部長らに会う。慌ただしく「みくまり土砂崩れ」と聞く。
- ・7月18日ごろ・海田町議会が災害特別委を開き、被害説明を受けたと知る。
- ・7月20日（火）・府中でも「みくまり被災の説明を災害特別委で」と思いつきLINEに
- ・7月26日（月）ごろ？・宮本委員長が災害特別委開催を議会事務局長に話すも難色。
- ・7月29日（木）・厚生委の後、宮本委員長が再び事務局長と話すも「10月なら」。田中は、事務局長に「8月に開けるはず。議員活動に協力を」と話すも（事務局職員姓）は「できない」。田中は、その足で建設部長に話すと部長は了承。

「広テレ取材もあった。皆知りたいことだろう。資料は準備する。全協の後なら議員は残って聞いてくれるはず。事務局長に言って全員に事前連絡してもらえばどうか」と非常に前向き。さらに「議員に資料を渡すだけではよくないから、説明会の場で出席者に資料を渡す」とも。田中は自主勉強会開催をLINEで新人に連絡。

- ・7月30日（金）田中が案内状を作り、建設、生活環境両部長と事務局へ。各議員へ同報メールかファクスで連絡するよう（事務局職員姓）に要請するも（事務局職員姓）は拒否。「建設部長は行き過ぎた発言だ。電話番号のリストを渡すから一人ずつ連絡しては？」、田中「もっと親切に動いてほしい」

以上の経緯で準備していましたが、なぜか本日は朝一番で、建設部の職員が資料を全議員に配布し、現職多数は出席せず資料だけ取って帰りました。（議員姓）議員は、新人主導で開かれる会にいい思いを持っていないのかもしれませんが。中国新聞の記者の同席について、（部長姓）部長はテレビ取材を受けたのに、なぜ急にあの場で嫌がったのか不明です。

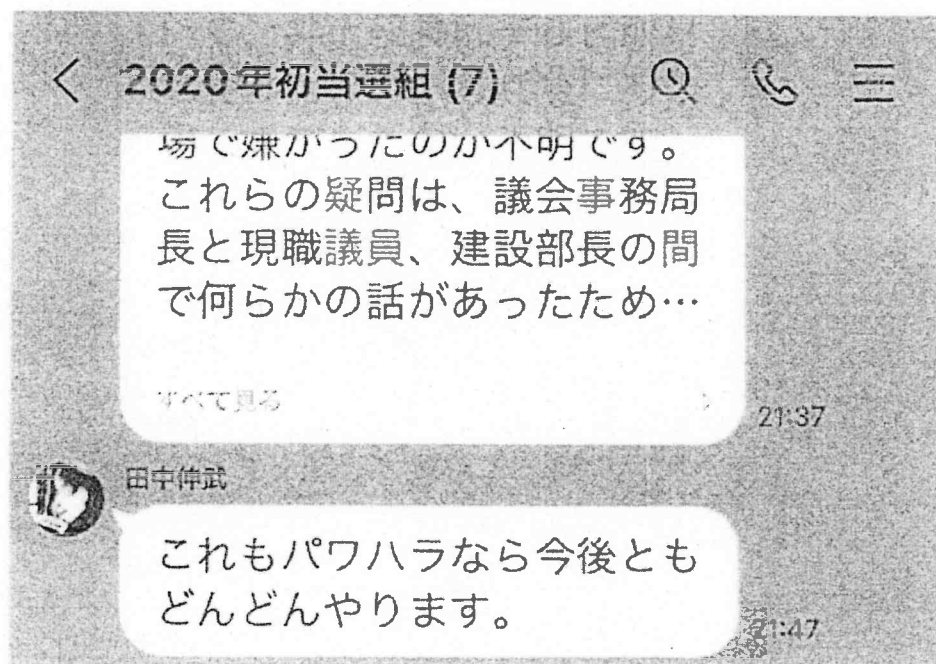
これらの疑問は、議会事務局長と現職議員、建設部長の間で何らかの話があったためとしか

考えられません。初めから災害特別委か全協の追加議題か、開いていれば、よかったと思います。議会は、町民や議員に必要な情報を柔軟に伝える場であるべきだと思います。

以上、愚痴混じりの経緯報告です。21:37

田中伸武

これもパワハラなら今後ともどんどんやります。21:47



○府中町議会議員政治倫理条例

平成28年9月13日条例第24号

（目的）

第1条 この条例は、府中町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、町民から厳粛な信託を受けた町民全体の代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理及び人格の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑が持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑について説明しなければならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し町民の疑念を招くおそれのある行為をしないこと。
- （2） 職務の公正を疑われるような金品を授受しないこと。
- （3） 町が行う許可、認可及び請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦又は紹介する等、有利となる働きかけをしないこと。
- （4） 職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- （5） 職員の採用、昇任又は人事異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- （6） 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体についても同様とする。

（審査の請求）

第4条 議員について前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、町民にあっては地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては5人以上の連署をもって、当該違反を疑うに足りる事実を証する資料を添えて、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

（政治倫理審査会の設置）

第5条 議長は、前条に規定する審査請求があつたときは、これを審査するため、府中町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は、議会運営委員会委員をもって充てる。ただし、審査請求された議員（以下「対象議員」という。）は、委員になることができない。
- 3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果を報告したときまでとする。
- 4 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、審査会において互選する。
- 5 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の運営）

第6条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、政治倫理基準違反の認定及び措置の決定については、出席委員の3分の2以上の同意を要する。
- 4 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、対象議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 5 審査会は、審査に当たり、対象議員が審査会に出席し、又は書面を提出して、審査に係る事項について説明を行う機会を設けなければならない。
- 6 審査会は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（議員の協力義務）

第7条 対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

（審査結果の報告等）

第8条 審査会は、審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告するものとする。

この場合において、審査会は、対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、必要と認める措置を勧告するものとする。

- 2 議長は、前項の報告を受けたときは、審査請求をした者の代表者及び対象議員に、

審査結果を通知するとともに、その概要を議会広報等で公表するものとする。

- 3 第1項の規定によるほか、審査会は、議長から請求があったときは、議長に審査に関する報告をするものとする。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) この条例の規定を厳守させるため警告を発すること。
- (2) 議会の役職の辞任を勧告すること。
- (3) 議会の会議等への出席の自粛を勧告すること。
- (4) 議員の辞職を勧告すること。
- (5) その他議長が必要と求める措置

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

議会運営について（抄）

1、議会運営等申し合わせ事項

事 項	決定又は申し合せ事項	決定年月日及び会議名
「府中町議会議員政治倫理条例」に規定する政治倫理基準の適用について	府中町議会議員政治倫理条例（平成28年条例第24号）第3条に規定する議員が遵守しなければならない政治倫理基準には、次に規定する行為を含む。 1. 府中町不当要求行為等対策要綱（平成23年合同訓令第1号）第2条に規定する行為 2. 府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱（平成27年合同訓令第2号）第2条第5号に規定する問題を発生させる行為	令3. 2.19 全員協議会
	府中町議会議員政治倫理条例（平成28年条例第24号）第3条に規定する議員が遵守しなければならない政治倫理基準には、次に規定する行為を含む。 1. 府中町不当要求行為等対策要綱（平成23年合同訓令第1号）第2条に規定する行為 2. 府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱（平成27年合同訓令第2号）第2条に規定するハラスメント	令4. 2.10 全員協議会 （下線部一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、「不当要求行為等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 不当な手段により、町及び町の職員に対し違法又は不適正な行為を要求すること。
- (2) 社会的常識を逸脱した手段により、町の適正な業務の遂行に著しい支障又は職員の対応が困難となる状況を生じさせること。

2 この要綱において、「不当な手段」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力行為
- (2) 脅迫行為
- (3) 正当な理由なく職員に面会を強要する行為
- (4) 粗野又は乱暴な行為により、職員に著しい嫌悪の念又は安全への不安を抱かせる行為
- (5) 書面、街頭宣伝活動等により町の業務を妨害する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町の施設（以下「庁舎等」という。）における秩序の維持及び庁舎等の保全並びに町の業務の遂行に支障を生じさせる行為

3 この要綱において、「違法又は不適正な行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 町が行う処分に関し、特定の者に対して不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為
- (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適当な行為
- (3) 法令等に違反し債務の全部若しくは一部の免除又は履行を猶予する行為
- (4) 合理的な理由に基づかない機関紙、図書その他の物品の購入又は保証金、寄付金、賛助金その他名目の如何を問わず金品等の供与をする行為
- (5) 任用（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定に違反する行為

4 この要綱において、「社会的常識を逸脱した手段」とは、次に掲げる行為を日常的又は継続的に反復することをいう。

- (1) 客観的に対応又は回答することが困難な質問、要求又は意見の提示を求める行為
- (2) 法的に正当でない要求又は法的に正当であってもその内容が過剰である要求をする行為
- (3) 制度的に確定している事項に対し、要求及び抗議する行為
- (4) 町が当事者となり得ない事項に対し、質問及び要求する行為
- (5) 職務との関係を装い職員につきまとう行為

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む。)をいう。
- (2) 職場 職員が職務に従事する場所(出張先、親睦会等の宴席その他実質的に職務の延長線上にあるものを含む。)をいう。
- (3) 職員以外の者 職員が職務に従事する際に接する者(職員を除く。)をいう。
- (4) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる性的な言動をいう。)、パワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をいう。)、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動により、他の者に不快感を与える行為をいう。)その他他の者の尊厳や名誉を傷つける言動で、他の者に不利益や不快感を与える行為をいう。

職場のパワーハラスメントの概念について

○ 職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書においては、以下の1から3までの要素のいずれも満たすものを職場のパワーハラスメントの概念として整理

要素	意味	当てはまる行為の主な例
1 優越的な関係に基づいて (優位性を背景に) 行われること	○ 当該行為を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われること	○ 職務上の地位が上位の者による行為 ○ 同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ○ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの
2 業務の適正な範囲を超えて行われること	○ 社会通念に照らし、当該行為が明らかに業務上の必要性がない、又はその態様が相当でないものであること	○ 業務上明らかに必要性のない行為 ○ 業務の目的を大きく逸脱した行為 ○ 業務を遂行するための手段として不適当な行為 ○ 当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える行為
3 身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は就業環境を害すること	○ 当該行為を受けた者が身体的若しくは精神的に圧力を加えられ負担と感ずること、又は当該行為により当該行為を受けた者の職場環境が不快なものとなつたため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生ずること ○ 「身体的若しくは精神的な苦痛を与える」又は「就業環境を害する」の判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」を基準とする	○ 暴力により傷害を負わせる行為 ○ 著しい暴言を吐く等により、人格を否定する行為 ○ 何度も大声で怒鳴る、厳しい叱責を執拗に繰り返す等により、恐怖を感じさせる行為 ○ 長期にわたる無視や能力に見合わない仕事の付与等により、就業意欲を低下させる行為

職場のパワーハラスメントの概念と職場のパワーハラスメントに当たりうる6類型との関係性

- 検討会報告書においては、以下の①～③の要素をすべて満たすものを職場のパワーハラスメントの概念と整理。
 - ①優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること
 - ②業務の適正な範囲を超えて行われること
 - ③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること

○ 職場のパワーハラスメントの典型的な例として「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」において「職場のパワーハラスメントに当たりうる行為」として挙げられた6つの行為類型が考えられるが、行為の態様が、6つの行為類型に該当しそうな行為であっても、上記①～③の要素いずれかを欠く場合であれば、職場のパワーハラスメントには当たらない場合があることに留意する必要がある。

①～③を満たすと考えられる例		①～③を満たさないと考えられる例	
身体的な 攻撃	・ 上司が部下に対して、殴打、足蹴りをする	・ 業務上関係のない単に同じ企業の同僚間の喧嘩(①、②に該当しないため)	・ 遅刻や服装の乱れなど社会的ルールやマナーを欠いた言動・行動が見られ、再三注意してもそれが改善されない部下に対して上司が強く注意をする(②、③に該当しないため)
精神的な 攻撃	・ 上司が部下に対して、人格を否定するような発言をする	・ 新入社員を育成するために短期間集中的に個室で研修等の教育を実施する(②に該当しないため)	
人間関係 からの 切り離し	・ 自身の意に沿わない社員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする	・ 社員を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる(②に該当しないため)	
過大な要求	・ 上司が部下に対して、長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる	・ 経営上の理由により、一時的に、能力に見合わない簡易な業務に就かせる(②に該当しないため)	
過小な要求	・ 上司が管理職である部下を退職させるため、誰でも遂行可能な受付業務を行わせる		
個の侵害	・ 思想・信条を理由とし、集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の従業員に接触しないよう指示を出す	・ 社員への配慮を目的として、社員の家族の状況等についてヒアリングを行う(②、③に該当しないため)	

6 類型

企業において実際に生じたパワーハラスメント又はそれが疑われたケースの考え方

○ 以下のような実際のケース※を踏まえて、パワーハラスメントとして対応すべき範囲をどのように考えるか。

① 「身体的な攻撃」

- ・ 指導に熱が入り、手が出してしまった(頭を小突く、肩をたく、胸倉を掴むなど)。
- ・ 繰り返しミスをする部下に対し、ヘルメットの上から叩く等の体罰を与えた。
- ・ 指導に熱が入り、物を投げて怪我をさせた。
- ・ 宴会の席でのマナーに関する注意が過熱し、後輩を蹴飛ばした。

② 「精神的な攻撃」

- ・ 「馬鹿」「ふざけるな」「役立たず」「給料泥棒」「死ね」等暴言を吐く。
- ・ 大勢の前で叱責する、大勢を宛先に入れたメールで暴言を吐く。
- ・ 十分な指導をせず、放置する。
- ・ 指導の過程で個人の人格を否定するような発言で叱責する。
- ・ ため息をつく、物を机にたたきつけるなど威圧的な態度を取る。

③ 「人間関係からの切り離し」

- ・ ある社員のみを意図的に会議や打ち合わせから外す。
- ・ 仕事を割り振らず、プロジェクトから疎外する。

④ 「過大な要求」

- ・ 英語が苦手な社員を海外業務に就かせる。
- ・ 十分な指導を行わないまま、過去に経験のない業務に就かせる。
- ・ 自分の業務で手一杯であるのに、他の同僚の仕事を振られた。
- ・ 資料作成を行うため、休日出勤を強いられた。

⑤ 「過小な要求」

- ・ プロジェクトに参加させてもらえず、本人から「経営に貢献したい」と相談があった。

⑥ 「個の侵害」

- ・ パートナーや配偶者との関係など、プライベートを詮索する。
- ・ しつこく飲み会に誘う、職場の懇親会を欠席するに当たり理由を言うことを強要する。

⑦ どのような行為まではパワーハラスメントに該当せず、どのような行為だとパワーハラスメントに該当するか

- ・ 隣の課の社員が長時間立たされて叱責を受けている、と通報があったが、調査の結果、叱責された本人から叱責は妥当と返答があり、特段の措置は実施しなかった。
- ・ 相談者の話を聞いて、行為者に改めるべき点があれば指導を行い、改善が見られれば十分である。

※ 資料2「職場のパワーハラスメント等に関する実態把握の概要について」で示している企業から挙げられた具体例を抜粋したもの

第1章 通則

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務文教委員会 6人

総務企画部、財務部、危機管理監、会計室、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生委員会 6人

福祉保健部及び町民生活部の所管に属する事項

(3) 建設委員会 6人

建設部の所管に属する事項

(常任委員の任期)

第2条の2 常任委員の任期は、選任後2年以内の最終の会議において後任者が選任される時までとする。ただし、議員の任期に従う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

第2条の3 常任委員の任期は、選任の日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第3条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、9人以内とする。

3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

第5条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第2条の2第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第7条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第9条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長及び委員の辞任)

第10条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第2章 会議及び規律

(招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害

関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴)

第15条 委員会の会議の傍聴は、府中町議会傍聴規則（昭和57年議会規則第1号）の例による。

(秘密会)

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 前項の議決には、討論を用いない。

(出席説明の要求)

第17条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、固定資産評価審査委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

第18条 削除

第19条 削除

(秩序の保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、府中町議会会議規則（昭和32年告示第11号）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第21条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、

一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人との質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第26条の2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第24条（公述人の発言）、第25条（委員と公述人との質疑）及び第26条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第27条 委員長は、職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議規則との関係)

第28条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、府中町議会会議規則の定めるところによる。